

結婚後の新生活費用の一部助成が始まりました

養老町にお住まいの経済不安から結婚をためらっている人に対して、国・県の交付金を活用し、新婚世帯が新たに町内で生活を始めるための費用の一部を助成します。

※対象世帯、対象経費など詳細については、町ホームページをご覧ください。

【対象世帯】 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻の届出が受理された夫婦それぞれ39歳以下の人で、夫婦の令和3年分の所得を合算した金額が400万円以下の世帯

【対象経費】 婚姻に伴い、町内で新たに住居を取得(賃借)する費用、引越費用や取得する住宅のリフォーム費用など

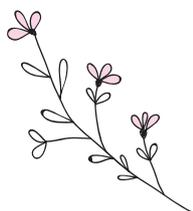
【助成額】 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
39歳以下の世帯 上限30万円

【受付期間】 3月31日(金)まで

【申請先】 申請書および必要書類を子ども課までご提出ください。
(様式は町ホームページからダウンロードできます)



結婚新生活支援事業



問 子ども課 ☎32-5078

岐阜県子育て世帯負担軽減給付金申請のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格などの高騰に直面する子育て世帯を支援するため、県内在住(令和4年10月31日時点)の0歳から18歳までの児童を養育する支給対象の皆さまに「1世帯当たり1万5千円の一時金」を支給します。



▼支給対象者

- ①令和4年11月分児童手当(本則給付)受給者 → 12月中に案内を送付しました
- ②公務員で令和4年11月分児童手当(本則給付)受給者
- ③高校生など(平成16年4月2日~平成19年4月1日生)の児童の主たる養育者で、児童手当(本則給付)受給者と同等未満の所得である者

▼申請方法

- ①町から児童手当を受給している人は、申請不要で児童手当口座に順次支給予定です。
- ②公務員児童手当受給者、③高校生などを養育する人にのみ該当する場合は、別途申請書に必要事項記入・書類添付のうえ、1月31日(火)までに子ども課あてに提出してください。【当日消印有効、期限厳守】

問 子ども課 ☎32-5078

